

犬・猫のマイクロチップ（MC）装着等に関する状況①

<取組状況>

○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」MC等所有明示の推進事業実施自治体からのヒアリング

【ヒアリング結果】

<自治体におけるMC装着の普及啓発>

- ・イベントや講演の際にMC普及啓発のリーフレット配布
- ・地方獣医師会との連携

<現状における普及等に向けた課題>

- ・飼育者、動物病院の獣医師のMCに対する理解の不足
- ・MC装着後における登録団体への未登録、所有者変更等の未手続き
- ・狂犬病予防法に規定されている犬の登録制度との二重化

<仮に「販売の用に供される犬・猫にMC装着が義務化された場合」>

○販売される犬猫に対する第一種動物取扱業の監視等の際におけるMC装着確認方法

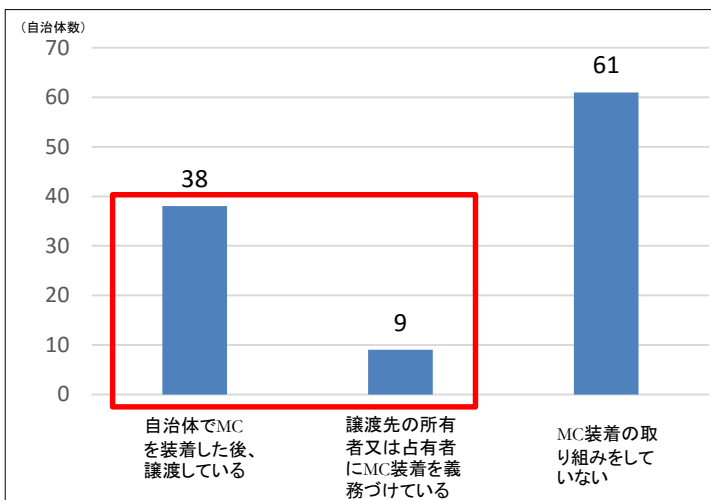
- ・施設調査時に装着に関する書類の確認及びリーダーを持ち込んでの読み取り確認を行うことになる。
- 一方、リーダーでMCが装着されていない状況を現認できたとしても、「販売時までには装着する」という言い逃れができてしまう可能性がある。
- ・動物取扱業者の遺棄と考えられる事案もあるため、販売する犬猫だけでなく繁殖用の犬猫への義務付けも検討が必要ではないか。

<その他の意見>

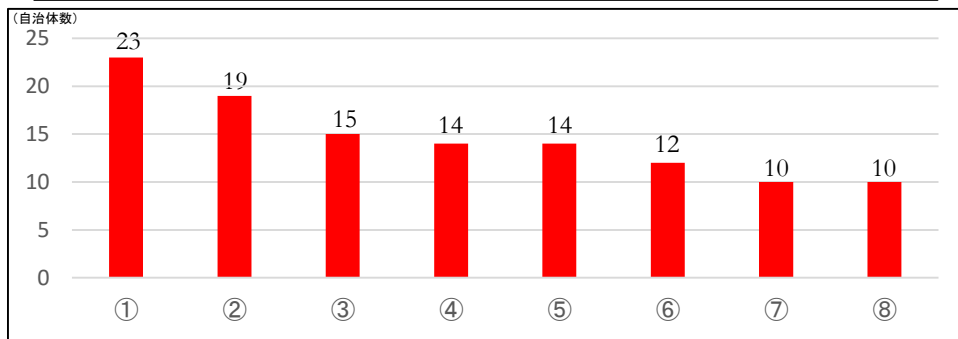
- ・業者にMC装着を義務付けする場合には、どの段階（ブリーダーの出荷時、店頭展示時、飼主引渡し時など）で挿入するのかを規定する必要がある。
- ・MCが入っていて所有者が不明な場合の対処方法について、一定の方向性を示す必要がある。

（参考）動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果（法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績））

「マイクロチップ（MC）装着の取り組みについて」（n=108）



「MCの装着を義務づけることについての課題」（n=108）（10自治体以上からの意見のみ抜粋）



- ① 登録情報の一元管理化及び簡素化（狂犬病予防法と整合性を含む）
- ② マイクロチップ装着後の登録の徹底
- ③ 登録情報の変更の仕組み作りと徹底
- ④ マイクロチップ登録先の統一
- ⑤ マイクロチップ装着だけでなく、登録や変更までを含めて法律で義務化
- ⑥ マイクロチップ情報の登録を安価にする
- ⑦ 義務付ける対象（繁殖者、販売者、飼養者など）、装着のタイミングを明確化
- ⑧ マイクロチップの有用性の周知

犬・猫のマイクロチップ（MC）装着等に関する状況②

<取組状況>

○ 海外におけるMCの法規制について（有識者からのヒアリング）

【ヒアリング結果】

現時点版（一部調査中）

	規制の目的	根拠法令	必要な措置	MCに紐付ける登録情報		登録対象範囲	装着義務者	装着 タイミング	情報登録義務者	情報登録 タイミング	登録機関	罰則 (装着義務、登録義務)
				所有者等 個人情報	個人情報							
イギリス	①トレーサビリティ 増進による動物福祉 の改善 ②責任あるドッグ オーナーシップの改 善	動物福祉法	個体識別措置（MC） + 識別された個体に 係る所有者情報、 個体情報のデータ ベースへの登録	○	○	全ての犬	産出する雌犬 の所有者、譲 り渡す場合は、 譲渡者	生後8週間ま でに	産出する雌犬の 所有者、販売・ 譲渡する場合 （所有権移転の 場合）は、新所 有者	①生後8週間ま でに ②販売・譲渡 する場合は、 譲り渡し後 ③その他所有 者情報（住所 等）に変更が あったとき	政府が承認した民 間団体 ※イングランドの 場合は、10団体	500ポンド以下の罰金 （装着義務違反、登録 義務違反） ※イングランドの場合
フランス	①行方不明の動物の 捜索 ②所有者不明の動物 の所有者発見	農業・漁業法典	個体識別措置 （MC又は入れ墨） + 国の登録ファイル への所有者情報等 の情報登録	○	○	①全ての犬及 び猫 ②狂犬病汚染 地域は、全て の家庭飼育肉 食家畜（犬、 猫、フェレッ トのみ規定）	①所有者又は 譲り渡す場合 は、譲渡者 ②所有者	①（犬/生 後4ヶ月以 上）（猫生 後7ヶ月以 上）又は、 譲り渡し前 ②狂犬病汚 染地域を指 定する省令 公示から 一ヶ月以内	個体識別実施者 （獣医師） 譲り渡しの場合 は、譲渡者	（犬/生後4ヶ 月以上）（猫 生後7ヶ月以 上）又は、 譲り渡し前	農業・食料省の委 託を受けたI-CAD （家庭飼育肉食動 物個体識別協会）	750ユーロ以下の罰金 （識別せずに譲渡した 場合（犬・猫）、識別 義務違反（犬）等）
オーストリア	①行方不明の動物の 捜索 ②所有者不明の動物 の所有者発見	動物保護法	個体識別措置（MC） + 識別された個体に 係る所有者情報、 個体情報のデータ ベースへの登録	○	○	全ての犬	所有者	譲り渡し前 （遅くとも 生後3ヶ月 以内）の犬	所有者 又は 獣医師	譲り渡し前 （遅くとも生 後3ヶ月以 内）の犬 装着後1か月 以内登録	保健衛生省 ※市町村役所にも 登録窓口あり	3750ユーロ以下の罰金 （装着義務違反）
スイス	①行方不明の動物の 捜索 ②所有者不明の動物 の所有者発見	獣疫命令	個体識別措置（MC） + 識別された個体に 係る所有者情報、 個体情報のデータ ベースへの登録	○	○	全ての犬	所有者	譲り渡し前 （遅くとも 生後3ヶ月 以内）の犬	獣医師	装着時	国により委託され た非営利組織ANIS （獣医師協会、ス イス犬学術協会、 スイス動物保護連 盟およびスイス小 動物医学連盟によ って組織される）	（調査中）